

北上地区消防組合訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月18日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員服務規程（平成19年北上地区消防組合消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
（定義） 第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。		（定義） 第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。	
課長及び消防署長（以下「署長」という。）	消防次長	課長及び消防署長（以下「署長」という。）	消防次長
副署長、 <u>分署長</u> 及び出張所長	署長	副署長及び <u>分署長</u>	署長
上記以外の職員	課長、署長及び分署長	上記以外の職員	課長、署長及び分署長
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。